

【 セカンドオピニオンをご希望の方へ 】

治療を決定するのは患者様ご自身です。西横浜国際総合病院ではインフォームドコンセント（十分な説明と同意）および自己選択権の尊重が重要なことと考えています。セカンドオピニオンとは主治医と良好な関係を保ちながら複数の医師の意見を聞き参考にする事です。

当院での診断・治療方針等について、 他の医療機関のセカンドオピニオンをご希望される方

- ・ 主治医、担当医に申し出て下さい。
 - ・ 紹介状（診療情報提供書）や検査データ等をご用意いたします。
 - ・ ご希望する先方医療機関の予約をお取りするか、セカンドオピニオン受診に関するご案内をいたします。
- * セカンドオピニオンは原則、自費（医療保険適用外）扱いです。
施設により異なりますが、診断料、読影料等が必要となります。
- * ただし、病状によってはご希望に添えない場合がありますのでご了承下さい。

他の医療機関での診断・検査・治療方針について、 当院の医師によるセカンドオピニオンをご希望される方

- ・ 紹介状（診療情報提供書）を総合窓口（1番）にお出し下さい。
 - ・ 通常の外来診察時間内でのご対応となります。
- * 疾患や相談内容により、ご対応できない場合や日時を改めていただく場合がございますのでご了承下さい。

以下の場合には、セカンドオピニオンをお断りしております。

- 主治医に対する不満、医療過誤および裁判紛争中の内容に関する相談
- 死亡された患者さんに関する相談
- セカンドオピニオンに関する主治医からの診療情報提供書や検査データをお持ちでない場合
- 相談内容が当院の専門外である場合
- 医療費の内容や医療給付に関する相談

ご不明な点がございましたら、3階地域医療連携室（TEL：045-871-5225）までご相談下さい。

平成24年6月1日 病院長